

令和8年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和8年6月24日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第4号 地方財政の充実・強化に関する陳情 (陳情審査報告)
日程第 3	陳情第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める陳情 (陳情審査報告)
日程第 4	陳情第6号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する陳情 (陳情審査報告)
日程第 5	一般質問
日程第 6	意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第 7	意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第 8	意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
日程第 9	意見書案第5号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第 10	議員の派遣
日程第 11	委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び産業厚生常任委員会)
日程第 12	会期中の閉会

◎出席議員（8名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	5番 藤 田 博 規 君
6番 大 崎 英 樹 君	7番 大 谷 友 則 君
8番 坂 口 尚 示 君	9番 中 村 純 也 君

◎欠席議員（１名）

４番 杉 野 好 行 君

◎地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田	武 君
副 町	長	山 田	良 則 君
教 育	長	中 川	直 幸 君
農 業 委 員 会 長		井 下	睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山 口	浩 司 君
総 務 政 策 課 長		森	直 史 君
住 民 課 長		林 谷	一 徳 君
福 祉 課 長		鎚 木	政 洋 君
産 業 課 長		小 野	直 人 君
施 設 課 長		田 中	陽 平 君
会 計 管 理 者		大 長	根 典 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		笠 間	一 秀 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長		齋 藤	学 君
総 務 課 参 事		江 口	孝 君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	山 崎	勝 巳 君
庶 務 係 長	佐 藤	尚 志 君

午前 10 時 00 分 開議

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山崎事務局長。
- 山崎議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。
4 番杉野好行議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
以上です。
- 中村議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって 8 番坂口尚示議員及び 1 番小笠原玄記議員を指名します。

◎ 陳情第 4 号

- 中村議長 日程第 2 陳情第 4 号 地方財政の充実・強化に関する陳情の件を議題とします。
本件について、委員長の報告を求めます。
大谷総務文教常任委員長。
- 大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。
本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 95 条の規定により報告します。
記。
1、陳情受理番号。陳情第 4 号。
2、付託年月日。令和 8 年 6 月 22 日。
3、件名。地方財政の充実・強化に関する陳情。
4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。現在、地方自治体では、急激な少子・高齢化にともなう、社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

このため、生活に密着した公共サービスの確保と地域経済の活性化を図るためには、小規模自治体に配慮した地方財政予算を安定的に確保することは必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第5号

●中村議長 日程第3 陳情第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第5号。

2、付託年月日。令和8年6月22日。

3、件名。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持や義務教育費国庫負担金負担率の復元、30人以下学級の実現、保護者負担の解消、さらには子どもたちの負担を軽減し学校をゆたかな学び場とする地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進に係る予算の確保・充実は、未来を担う子どもたちを教育する上で重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第6号

●中村議長 日程第4 陳情第6号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第6号。

2、付託年月日。令和8年6月22日。

3、件名。令和8年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。雇用労働者のうち非正規労働者が占める割合が高い北海道においては、地域経済の底上げや社会保障制度の維持・充実のためにも賃金体系改善は喫緊の課題である。

また、北海道の最低賃金は、依然として地域別最低賃金の全国平均を下回る状況にあり、北海道地方最低賃金審議会の答申書に表記されている最低賃金額についても全国平均を下回る答申となっている。

このため、北海道における最低賃金を大幅に引き上げることは、本町の労働者の生活と地域産業の持続性を支える上でも重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●中村議長 日程第5 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番藤田博規議員、ご登壇願います。

5番藤田博規議員。

●藤田議員 5番藤田です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

スマート農業の現状と今後の推進について、質問いたします。

本町の農業においては、担い手不足や農業従事者の高齢化、労働力の確保、さらには経営規模の拡大などが大きな課題となっており、第5次豊頃町まちづくり総合計画においても重要な課題として位置づけられております。

こうした課題に対応するため、スマート農業は農作業の省力化や効率化を図る有効な手段として注目されております。現在、自動操舵トラクターやGPSガイダンスシステム、農業用ドローン、営農管理システムなどの導入が進みつつありますが、今後は機械化による省力化だけでなく、AIを活用した作業の最適化や生産データの分析・活用など、より高度な技術の導入が重要になると考えます。

一方で、スマート農業技術の導入には高額な初期投資が必要であり、農業者にとっては大きな負担となっていることも課題であります。

今後、本町としても導入支援策の充実やICT人材の育成、相談体制の強化などを通じて、地域の実情に即したスマート農業の推進を図る必要があると考えます。

また、AI技術を活用した農業DXの推進について、本町の農業振興施策の中でどのように位置づけ、今後、どのような方向性で取り組んでいく考えなのか、町の見解を伺います。

5点ほどありますけれども、1項目ごとに質問をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

初めに、本町の基幹産業である農業において、担い手不足や高齢化、経営規模の拡大が進む中で、スマート農業を今後どのように位置づけ推進していくのか。また、町内農業者における自動操舵トラクター・GPSガイダンス・ドローン・農業管理システム・ロボット搾乳機等の導入について、町の把握状況について伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 藤田議員の一般質問について、お答えいたします。

農林水産省の5月に発表された資料では、全国の基幹的農業従事者が今後20年間で現在の4分の1まで減少するということが見込まれておりまして、従来の生産方式を前提とした農業経営及び生産方式では、農業の持続的な発展や食料の安定供給の確保は困難になるとされ、農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、スマート農業技術の開発・普及を図ることで、スマート農業技術の活用を促進する必要があるとされてございます。

議員のおっしゃるとおり、担い手不足や経営規模の拡大が進む中で、トラクターにGPSガイダンスを利用した自動操舵システムを活用することや、GPSを利用した作業管理、圃場の地図管理などを行う営農管理システム、施肥や防除など圃場条件に

かわらず作業が可能な農業用ドローンの活用など、ここ数年で本町内でも普及がかなり進んでいるというところでありまして、これがなければ営農も成り立たない状況であるということから、農業のスマート化は位置づけというより必須のものとなっているというようなところと捉えてございます。

本町においても多くの農家でスマート農業関連の機器が導入されていると推察しておりますが、A Iなどとも連携してすさまじい勢いで営農活動に浸透してきていると思われます。農業センサスを含め、統計的にはっきりとした機器導入数は把握されておりませんし、また、独自でもどのシステムがどの農家にどれだけ導入されているのかを把握することは困難でありまして、機器も日進月歩しているということもあり、当初の機器を更新しているというようなこともありますから、導入状況を把握することはやろうと思えばできるのですが、これを把握する必要性を現状それほど感じていないというところでございます。基本的に各農家の経営や営農に関わる一つの手段、そういった機器であると思ってございます。

なお、農協のほうにも同様にお聞きしましたが、全ては把握していないというところでございます。

どこの圃場を回ってみても、大体圃場の畝が一直線になっていますよね。ああいうのを見ると曲がっている畝がないですから、そういった意味では、ほとんどGPSガイダンス、自動操舵システムを使って管理されているのではないかなというようなところで、私のほうは捉えています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 町として購入状況というのは、町長の答弁のように大まかには把握しているような状況だと思いますけれども、それをどのような形で、町長の答弁の中に畝が真っすぐになっていると、それは何かを使いながら手動で何かやっているのではないかと思われるのですけれども、町として、今の農業情勢の経営状況、機械の導入状況というのは把握する必要があるのではないかと思うのです。というのは、全員が全員、全戸が全戸、全部GPSとかいろいろなものを利用しているわけでもなく、また、それを購入しようとしながらもできない状況があるかと思います。かといって、それを個々の問題として捉えるのではなく、やはり行政として把握をして今後の農業経営はどうあるべきかというものを把握する必要があるかと思うのですけれども、その辺について、GPSばかりではなく、質問したようにドローンとか、搾乳のロボットというものは捉えていないのか、改めてお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員がおっしゃることはよく理解できると思いますが、この後の

質問でも補助でどれくらい入ったのかという話があるかもしれませんが、基本、国の事業を使って整備されたような形であれば、当然のことながら、台数が含まれるというところなのかなと思います。そのほか、個人で購入したものや大型の機械ですと、既にシステム自体がついている機械もトラクターだとかもあるという話を聞いていますから、そういったGPSガイダンスですとか、自動操舵システムといったところというのはもう必須になっているので、ここを町がどこに何台あるのだというのを調べたとしてもあまり意味がないのではないかなと、私は個人的には思っています。

当然、同じように農業用機械、いろいろな機械がありますよね。植付けから収穫するまでという、その機械も町の担当課としては、把握していません。いわゆる税の絡みでいうと償却資産だとか、いろいろな部分で把握できることがあるのでしょうけれども、それはそれということになります。農家の方それぞれが必要で買い求めて、それを利用しながら営農管理を含めてされているという中でありますから、これもどこのまちでも、農家でも普通になっていることなのかなと思っていますから、そこを改めて1軒1軒、あなたのところはどうなっていますかというのを調べる必要があるのかどうか。また、それを調べた後にどう活用していく考え方だとか、必要性というのが現状見当たらないのかなと思っています。

酪農家の搾乳ロボットという話もありましたが、それについても同じです。それも酪農家が経営していく中での一つの手段であり、いわゆるつなぎで搾っている方もいれば、パーラーで搾っている方もいます。中には搾乳ロボットを使ってやっている方もいるというところですから、それを町が調べることによって、その後どうなのだという話に必ずなってきますから、そういった意味でどこにパーラーがあって、どこにロボットがあるというのは町の担当者が行っていますし、農協もそうですし、町の担当者も大体分かっているところではありますが、そこを改めてどうなっているかを調べなくても必要ないと私は思っていますから、そういったことで理解をしていただければと思います。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 その辺は、町長と私の見解が違うのかなとも思います。

我々農業者ですけれども町長の答弁の中のように各自で導入しています。それは民間主導というか業者主導です。あの人が導入したからこれは便利なものだよと。そう言いながらも、それに伴う金銭的な負担がある。しかし、それは個人で解決しているだけであって、横のつながりでこの機械はもっと使い方があるとか、もっとやり方があるとか、なかなか情報が入ってこない。であれば、やはり豊頃町全体として、どのような機械がどのような形で普及しているかが分かり公表されれば、お互いの情報交換もできると思うし、便利なものについては今後導入したいという希望者も出てくる

のではないかなと思うので、まずは普及状況というのは把握しておくべきだなと私は思いますけれども、改めて町長にお伺いします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 いわゆるその機器が必要かどうかというのは、各農家の考え方であったり、それをどう使って営農に生かしていくかというのは、農家それぞれの経営努力の問題だと思うのですね。

スマート農業を推進するという上では、どういった今、営農方法が町内で進んでいるかというのは当然把握しておく必要があるのかと思いますけれども、各戸それぞれ何がどれだけ入っているのだというのをわざわざ町で調べたりする必要がどこにあるのかと。逆に言えば、これは町ではなくて農協がしっかりと把握しているほうがいいのではないかと。農協が把握しているところを町がきちんと確認しておくことのほうが間違いない。

町の担当者がGPSガイダンスや、いろいろなスマート農業の機器に関してそんなにたけているわけではないです。実際一番たけているのは使っている方です。藤田議員も農業者と言っていますから、当然のことながら、私より藤田議員のほうが使い方を知っていると思うのです。

そういった中で、それを役所としてどう価値付けて使っていくのかというのが、その必要性というのが、私というか、町として必要性があるのかどうかというのは、甚だそこまで強く言われると、本当に疑問なところがあります。見解の相違だといえはそれとおりののですが、それは個人個人のことです。使っていない人もいれば、使っている人もいます。あと、これから使い始める人がどう使っていくかというのは、大体誰がどう使っているかというのは、約160戸の農家ですから、それはもう皆さん共有できていると思います。ですから、早く導入している人から情報を得て、きちんと使えるようにすれば個人個人の農家とのつながりで十分対応できるのではないかなと思っています。早く導入している人というのは、町内で先に導入している人がいなかったのも当然町外の人から情報を得たり、あと、民間の導入した業者からいろいろなことを教えてもらいながらやっていることですし、機械自体もすごく先に進んでいますから、そういった意味ではやはり個人個人の話であって、スマート農業の推進というのは、町として総合計画やいろいろな計画の中でもうたいますけれども、それを後退させるという意味ではないです。これは推進していくという意味です。推進していく中で何ができるのか、その機器の台数を把握したりだとか、それをどうするか現状、町が手間をかけてやることなのかというのは町として必要ないのではないかなと思っています。

どういうふうに使っていくのかというのを、いろいろなところと関係機関、そう

いったところと話し合いをしながら進めていくというのが、まさにそのとおりであって細かいところを町が調べる必要がどこにあるのかというような、私は思いであります。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 町長の見解は分かりました。

しかし、スマート農業を推進するということであれば、町単独の調査ではなく、農協とかいろいろな団体と連携しながらスマート農業を推進するという前提であれば、今の普及状況というのを把握する必要があるのではないかと思いますので、改めてお聞きいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 質問と回答がかみ合っていないんですが、それを調べたから何をどう議員のほうは使うべきだという思いをしているのかが、私は甚だ理解できないところでありますけれども、町全体的なスマート農業の推進という部分の中で、当然町としては推進しませんという話にはなりませんから、当然のことながらスマート農業は推進していきますという話になります。国の補助事業でもスマート農業、AIやいろいろなものを活用した中での話になってきますからスマート農業を推進しない、そういった機器を入れないということであれば、国の補助事業も町は取り扱いませんか、そういった意味では、町も農協もきちんといろいろな補助ですとか支援というのが国や北海道から出てきた中でしっかりと取り組んでいます。そういった意味で、このスマート農業の推進というのがあるのではないかなと私は思っています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 これは堂々巡りになるかなと思いますので。

私の思いとしては、スマート農業を推進するのであれば、やはり現状はどのようなのか。それによって、普及率が100パーセントなのか、その使い方はどのようなのかというのは行政としては、推進をするのであれば現状を見ることはやはり大事なかなと思うし、行政単独で調べるばかりではなく、農協とかいろいろな関係団体の協力の下で把握することが、これから推進していくというものについては大事でないかなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

スマート農業機械やシステム導入に係る費用負担軽減のため、国や北海道の補助制度の活用状況及び本町の支援策についてお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えします。

町が所管する国庫補助事業を活用したスマート農業関連の機器の過去５年間の実績につきましては、GPSガイダンス及び自動操舵システムが１２件の導入ということになってございます。これは補助金を交付した件数ということになります。

今年度につきましては、経営規模、経営面積の拡大が成果目標となります地域農業構造転換支援事業、これは今般の補正予算にも追加させていただいておりますけれども、その事業を活用してGPSガイダンス及び自動操舵システムが１０件、ドローンが１件導入されるということになってございます。

今後につきましても、国の事業展開を注視しながらこの事業を活用して支援を継続していきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 町としてこの支援策をどのような形で支援していくのか。導入ばかりではなく、いろいろな形で使い方とかを指導する考えはあるのか。また、連携して農協なり関係団体と検証していくようなことは考えていないのか、お聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 導入した機器をどう活用していくのかというところでございますが、現状それを活用するための使い方ですとか、どうやって購入していくですとか、どう使っていくのか、何回も言っているのですが、そういう声が農業者から聞こえてきているかという、そこはほとんど聞こえてきていないのではないかと考えています。

そういった中で、仮にそういった声が上がってくるとすれば、町の農業改良推進協議会ですとか、そういった機関がありますから、そこはほとんど農協ですとか、町の関係機関、NOSAもそうですし、農業委員会ですとか、あと普及センター、いろいろなところが入っていますから、そういったところで情報共有をしながら、またそういったところを使って、研修ですとか支援というのが可能なのかなと思っています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 いろいろな制度を使いながら購入しているかと思うのですが、今の補助事業の中では、やはりいろいろなことをクリアしなければ補助事業が受けられないという内容になっております。

その中で先ほどの話になりますけれども、GPSとかいろいろなものを活用したいと言いながらも、その事業にはなかなか乗れない農家もおります。そういう人たちも

少しでも今のスマート農業の恩恵にあずかるには、幾らかの補助というものは必要ではないかなと思います。

その辺について、町として単独の補助的なもの、補助金的なもの、助成金的なものを考えていないのか、お伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 基本的に機器導入に関しては国の補助事業でいいますと、採択要件というのがあって、先ほど申しましたとおり、今回補正させていただいた事業につきましては、経営面積の拡大というところが一つの成果目標になって導入できるかできないかというのが国において判断されているというところなのかなと思います。

この構造転換事業につきましても、過去にいろいろな事業がありましたけれども、畑作は特にそうなのですけれども、営農集団を組んで何軒かで導入するということできたのですけれども、最近はこの形で規模拡大に伴って個人で導入できるような事業も出てきたというところですから、補助率が3分の1だそうです。補助率3分の1はあまりよくないのですね。今の物価の高騰を考えると、本当は2分の1ぐらいというところなのですが、3分の1でも補助があれば導入経費を少しでも低く抑えられるというようところで経営意欲、規模拡大意欲のある方については、申請をして採択されているところです。

議員がおっしゃるとおり、全ての方がそういった対象になるというわけではありませんから、そういった意味ではそれ以外の方につきましては、なかなか補助を使うことは難しいというようところなのかなと思います。ただ、採択要件というのは、やはりある程度ないと誰でもエントリーできるということにはなりませんから、一定程度の要件をつけないというところです。そういった中で、国の補助事業が進んできているところがございます。

町単独で補助をしたらどうなのだという話なのかなと思いますけれども、なかなかその基準ですとか、いろいろな部分、いわゆる公平性を考えるとうまくいくのかというところがございます。今、国の補助で3分の1というような状況ですから、町として100万円、200万円するものに対して、30万円とか20万円の補助でいいのかということにもならないですし、非常に難しいのではないかなというような気もしていますけれども、そこは十分、このスマート農業を推進するという中で、可能かどうかという検討を進めてまいりたいなと思います。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 今、検討するというようないいお言葉を聞きました。

現状は、農家個々の考え方ですけれども、将来的に後継者がいない、もうそろそろ

規模拡大もできない。かといって、機器も今便利なものがありながら導入するのも躊躇するというような現状があるかと思います。したがって、高齢化するほど機械操作というのは難しくなる。かといって、営農は続けなくてはならない。そういう状況があるかと思います。そういう人たちが少しでも営農していくには、やはり町としていろいろなことを考えながら、少しでも営農して自分の活力に結びつけることも重要でないかなと思います。

G P Sで畝を真つすぐにすることによって管理、収穫的にも楽になることも聞いております。値段的には、先ほどの町長の話にありましたが、100万円から実際は300万円ぐらいの販売価格と聞いております。100万円ぐらいの低価格については直進性だと。高価格になるほど、傾斜や湾曲性のある畑を十分に理解しながら等間隔で畝を切っていくというようなものがあることを聞いています。そういう状況を含め、やはり町としても何らかの支援策を考えてほしいかなと思いますので、改めて町長に伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃるとおり、この後10年、20年というところを考えますと、農業者の減少というのが本当に顕著に現れてくるのではないかなと思います。それゆえに当然のことながら、耕作面積も増えてくることになろうと思います。そういった意味でもスマート農業の推進というのは、非常に大きな役割を果たしていくと思っていますが、単純に言われるとおり、大規模化していく農家だけが生き残ればいいのだという話ではなくて、高齢化に伴っても営農を継続していただくという中で、少しでも営農負担を減らすという部分では、そういった方も便利なところは使ってもらいたいという気はしますので、そういった中で、しっかりとそこも考慮しながら、どういった要望があるのかというところも検討材料として考えていかなければならないかなと思います。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 町長、よろしくお願いいたします。

スマート農業の推進には、圃場での通信環境・G P S精度・データ通信基盤が不可欠であります。町内の農地における通信環境の現状と課題について、どのように把握しているのか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 G P Sにつきましては、衛星からの電波を受信して位置等を測定するシステムであるということですから、より高度な測定をするためには、検知する衛星の数を増やすなど、測定する機器の能力に依存するというところがあるのかなと思って

ございます。

また、スマートフォン等によるデータ通信につきましては、通信事業者の展開する通信網を利用しているところでありますけれども、農地の場所によっては不感地帯というか、不感地域があるということは認識しているところであります。

農林水産省においても、法律や計画、各指標でスマート農業の活用のための基盤整備は今後必要不可欠であるとされておりまして、中山間地域等の条件不利地の補正に向けて、無線基地局等の通信環境整備に必要な措置を講ずるよう努めることが位置づけられているというところでございます。

本町においても、通信環境の改善には地形に起因する自然的な条件や障害物などが要因となり、町単独で全ての農地に通信環境を整えるというのは困難であると考えておりますが、国の今後の動向をしっかりと注視しながら環境改善に努めてまいりたいと思います。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 通信環境については町で把握しているようなご答弁ですけれども、やはりスマート農業を推進するには通信環境が大事であることは、町長も認識されているのかなと思います。

今後どのようにその辺を改善していくのか。結局、携帯電話が通じないということはいろいろな面で問題が生じる。例えば事故とか災害とか何かあっても、通信が途絶えるということは、農業ばかりでなくいろいろな面で問題が生じるのではないかなと思うのですけれども、その辺をどのように把握しながら、どこが通信できないのか、どこが問題点なのかというのも把握する必要があると思うのですけれども、把握したことによってスマート農業が普及するとかよくなるし、いろいろな面でも改善されるのではないかなと思うのですけれども、その辺について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほど答弁した中で、不感地帯があるという話というのは農業者の方から話があったり、そういった中で中山間地域、いわゆる山あいのところというのはなかなか電波が通じづらいというような話を私も担当職員のときから聞かされておりましたし、今の担当職員も農家の皆さんと話をする中で何とかしてくれないかという話が出てくると思います。そうだとすると、その農地を持っている人だけのためにそれを何とかするというのは、なかなか難しいのではないかなと感じています。町全体、町民全体でしっかりと携帯電話の不感地帯を解消する、通常暮らしているところで電波が通じないというのはどうしようもないところなのかなと思いますけれども、山の

中でも通じるようにしてほしいだとか、いろいろな要望があっても、なかなかそれは困難な話でありまして、どうしようもないところをご勘弁いただかなければならないのかなと思います。

ただ、公共の用に供するような形で使えるようになっていなければいけないところというのはあると思いますから、そういったところは優先的に通信事業者やいろいろな手段を使って整備していくというのは、町として必要なことではないのかなと感じておりますが、営農に限って言われると難しいところもあるのかなと、そのように感じているところであります。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 今の町長の答弁で営農に係るだけではというのは確かにそのとおりです。しかし、携帯電話というのは、いろいろな便利な使い方があります。通話することもあるしデータのやり取りなどがあると思います。

今後、農業ばかりということにとらわれず、災害とかいろいろな状況が発生した場合にも携帯電話が通じないと、大きな事故につながる部分があります。総合的に考えて、やはり通信環境を整備することが重要でないかなと思いますので、改めて町長に伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 いろいろな意味で住民に対するところはしっかりとやらせていただきたいと思います。そういった中の一つとして、いろいろなことをやっていますから、テレビが地デジに変わったときもそうですけれども、町としてほとんど光ケーブルを敷設するとか、いろいろなこともやらせてもらったり、今も不感地帯があるということになれば、担当職員は通信事業者と連絡を取りながら改善してほしい旨の話を今までもしていますし、当然これからも同じことになってくるのだと思います。だんだんと使える帯域も変わっていつて電波が通じないところが少なくなってくると思いますから、議員がおっしゃるとおり、いろいろな面で使えるほうが絶対便利であるし、いいということは分かりますから、そういったところは考慮させていただきながら、これからは通信事業者等としっかりと話を深めていきたいなと思います。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 十分に町長も分かっているかと思いますが、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次に進みたいと思います。

今後のスマート農業推進に当たり、人材育成や研修機会の充実、導入後の相談体制など、地域の実情に応じた支援について、町としてはどのように考えているか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 スマート農業の推進に当たりましては、導入するための事前知識や導入後のメンテナンスなど、ＩＣＴ技術を駆使する人材や知識が必要となるというのは重々承知しているところでございますが、基本的に導入して使用するのは農業者本人ということになります。そこはやはり自己対応というのが原則になるのではないかなと思っています。機材もそれぞれ機種が違えば使い方も違ってくるといようなところなのかなと思っていますから、購入した方が購入したところにしっかり聞いて使い方を把握しながらやっていくというのが原則なのかなと思っています。そうでなければ、先に使っている人にしっかりと使い方を聞くということになろうかなと思います。

行政として現在導入されているスマート農業関連機器に当たる研修は、現在のところ必要かどうかという私は必要ではないと思っています。もう皆さん使っていますから。ただ、今後その必要性に応じまして、農業者や関係団体から要請があれば先ほど申しましたとおり、いろいろな団体を活用しながら研修していくということも考えられるかなと思っています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 機械の大型化や自動化が進む中で、誤操作や通信トラブル、周囲の安全確認不足などによる農作業事故を防ぐためにも重要な取組だと思っています。

町としてスマート農業の推進に当たり、農協、普及センター、メーカー等と連携しながら安全講習や操作研修など、農作業事故防止として安全確保に向けた取組が重要であると思います。

農作業死亡事故が本町で２年連続発生した際に、今後の町の対応について質問がありました。その当時の答弁で農業改良推進協議会で事故防止に向けた取組を話されておりましたが、そういった取組が単発でなく継続的に実施されることは、新技術の安全活用の面でも必要だと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、それについてお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 農作業事故をなくすという中では大事なことだと思います。農作業事故を未然に防ぐと考えれば、関係する機関を含めてしっかりと周知に取り組まなければいけないかなと思っています。これも議員のおっしゃるとおり、単発ではなく継続的にやっていく必要があると思いますから、担当課のほうにきちんと指示をして、これからも事故防止の啓発活動をやっていくよう伝えさせていただきたいなと思います。

ただ、それも中身の一環で、議員おっしゃるとおりだと思います。誤操作があったときとか、いろいろながあると思いますが、きっと誤操作は普通、個人的な考えですけれども、危ないところに行ったら機械は止まるのではないかなと思います。議員も研修か何かで一度、大学かどこかに皆さんで研修に行ったときもそうだと思うのですが、危なくなったら大体機械というのは事故が起きる前に止まったりだとかというふうになるので、逆にそういったところを止まらないように設定していたりとかすると、これは大変重要な問題だと思うのですけれども、そういうことでいけば、スマート農業、ICTを活用すれば、逆に事故というのは大分減っていくのではないかなと思います。ケアレスミスだとか人間がやることによって起こるミスというのが逆に減っていくというようなことなのだろうと思いますから、そういった意味ではICTというのは非常に有用なかなと思っていますが、そこも必要性に応じてしっかりと、研修といっても、研修をやってもあまり人が集まらないと思うのですよ、実際問題。もう皆さん導入していますから。今から教わりながらやるといっても集まらないと思いますが、ここはしっかりと使ってくれという普及啓発活動をしっかりやるということが一番大事なのかなと思っています。それは今後とも担当課を含めてしっかりやるよう、申し伝えたいなと思っています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 人身事故が発生すると本当になぜなのかなと思いますし、町長の答弁のように、それを機器とか、今のような便利な機械によって、センサーをつけながら警報を鳴らすとかというものがやはり大事かなと思います。

今後ともいろいろな状況を把握しながら、町で支援できるものは支援いただきたいなと思います。

次に移りたいと思います。

AIを活用した生育予測や収量予測、病虫害対策など、次世代のスマート農業の技術について、実証や導入支援に対する町の考えをお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 スマート農業におけるAIの活用というところにつきましては、現在の地域農業が抱える担い手不足や気象変動による生産の不安定化などといった課題を解決する一つの手法であり、持続可能な農業を実現するための極めて有効かつ重要な手段であると認識してございます。

現在、十勝管内の自治体が一体となって農地におけるドローン飛行の規制緩和やロボットトラクターの公道走行、AI機器の実証環境の整備、AI農業研究の拠点化などを目標に、十勝AI農業特区として各規制の特例措置を国に対して求めておりまし

て、十勝圏活性化促進期成会においても、国に対して様々な支援について要請をすることとしているところでございます。

このような動きから、A Iを含むスマート農業につきましては、町単独でなく十勝全体の動きとして、自治体間、農業・産業団体、そして関係機関と連携して進めてまいりたいと考えてございます。独自の支援については、現在予定していないというところ です。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 できれば町単独でいろいろな機関に発信して豊頃町は先進的な技術的なものを受け入れる体制ができていますよというような形にしてほしいと思うところ でございます。

農業者個々のGPSとか、ロボットとか、いろいろなものがあるわけですがけれども、やはりそれは自己完結してしまう。しかし、今後多くの先進的な技術を見いだしたいというのは必要ではないかと思ひます。それには、町として先端技術、最新技術を受け入れる体制を発信することが大事かなと思ひます。

町長の答弁の中に十勝では特区を申請していると言ひながらも、いずれは十勝全体でなればいいのですけれども、やはり個々の町村になるかなと思ひますのですけれども、そういうものを先んじて発信することによって、より先端技術、これからの農業の在り方と、またA Iを利用した生育の状況というのは、より早く農家個々が把握することができて、ひいては安全とか収量増、所得向上に結びつくのではないかなと思ひますのですけれども、改めて率先して豊頃町はその団体の支援を受けますよと宣言する考えはないか、お伺ひします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 結論から言うと宣言する気持ちはないわけでありますがけれども、ただ、十勝全体でA I特区、農業特区の取組を進めようというような形になっていますから、これはそれぞれのまち単独ではなく、それぞれのまちがしっかりと連携しながら、またそこに一緒に産業団体、農協関連ですから系統のところだとかも入っていますし、実際問題やっていく中では、メーカーやそういったところも関わりながら実証ですとか、いろいろな試験をやりながら進めていくというような形になろうかなと思ひます。それも含めて国もそこに乗っかりながら、いわゆるいろいろな十勝型の規制緩和された中でのA I特区というのが、道内そして全国に広がっていくというような形になるのかなと思ひますから、そういった中で、十勝というくくりの中でありますが、豊頃町だけが先んじてやりますよというよりは、きっとやっていけば当然自然にA Iの活用、もう既にA Iを活用していろいろなことをやっている農業者もい

と思うのです。作業機械を含めてA I でいろいろなことができるようになってきていますから、そういったところもできてきている中で、時代の流れで進んでいくようなことになろうかなと思います。

そういったところをしっかりと情報提供するとか、自治体間でやらなければいけないところですか、いろいろな機関と連携しながら進めていくというのが大切なことであって、今、豊頃町がこうやりたい、ああやりたいといっても町の職員の中にそれにたけた人間がどれだけいるかという話になりますし、外から人を呼んできてこれから頑張りますといっても、もう既にやっているところとの差は相当開いていますから、だからその、今全体で底上げしながら同じ並びにしようというような取組が、この十勝A I 特区という部分にもなろうかなと思いますから、そういったところを十分活用させていただきながら取組を深めていければなと思っています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 町長の力強い発言を受けました。今後ともスマート農業を推進していただけるようお願いを終わります。ありがとうございました。

●中村議長 11時15分まで休憩といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順番2、3番岩井明議員、ご登壇願います。

3番岩井議員。

●岩井議員 3番岩井明です。

私からは、国民健康保険税の滞納者に対する相談体制についてお伺いいたします。若干の関連質問もあるのですが、その辺も併せまして、よろしくお伺いいたします。

紙の保険証廃止とともに短期保険証も廃止されております。このことにより滞納者は医療機関等受診の際は、窓口での支払いが一旦全額負担（10割）となり、償還払いが生じることから、これは受療権の侵害に当たると言わざるを得ません。

国民健康保険税に滞納がある場合、一律・機械的に納付勧奨、特別療養費に切り替えることなく滞納要因に特別な事情がないかの確認が必要と考えるが、町の相談・対応状況についてお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 岩井議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険税滞納者への相談・対応につきましては、基本的には税の公平性の原則に基づきまして適正に対応するよう心がけているというところでございます。基本的には、納税義務者と個別相談を行い、納付に意欲的ではあるが経済的にすぐ納付が困難な方については、分割納付などの方法による納付について分納誓約書を提出いただいて、年度内に完納できるよう計画的な納付をお願いしているというところでございます。

また、失業など前年から大幅に収入が減少された方などは、減免の申請を受け付けておりまして、家族構成、収入の確認、預貯金残高の確認などを行いまして、減免の決定を行っているというところでございます。

特別な事情により滞納となられた方については、豊頃町国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要項に基づき、副町長を委員長とした審査委員会において、個別に検討しておりまして、議員が心配されているような滞納者に対して一律・機械的に対応するというのではなくて、滞納となる事情をお聞きし、丁寧そして適切な対応に心がけ、計画的に納税いただけるよう、的確な対応に努めているというところでございます。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 国民健康保険税というのは、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、また3割が非正規労働者で低所得者が多く加入する保険だというふうに私は認識しておるところです。

ところが、平均保険料は4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の約2倍となっているふうに見受けられます。しかも2018年から開始した国保の都道府県化によって、今でも高過ぎる健康保険税の負担がさらに引き上げられようとしております。納税者の負担能力を超えているように感じられます。

町としても道に対し、国民健康保険税の引下げ等を求めていくべきと考えるが、対応をお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃることはよく分かるわけでありましてけれども、国民健康保険料は2012年に向けて全道統一の保険料ということで、今、道内様々な自治体でどうしていくかという形で対応させていただいております。

どうしても健康保険税についてはいろいろな絡みがあって、毎年金額を運協のほうに諮問させていただきながら、若干ずつでも高くなっていっているというのが現状であります。ただ、その激変緩和ということで、できるだけ納税者に負担をかけないようにということで、激変緩和措置をするために基金ですとか、いろいろなものを使

いながらなるべく一気に高くないように平準化する中で、12年の統一保険料に持っていこうというような考えで町のほうも対応させていただいているということです。

その中で、議会のほうにも条例改正等をお示ししながら説明させていただいて、承認いただいてというような形になっておりますけれども、今後どうしても保険料が少しずつ上がっていくというのは、時勢、いろいろな部分があります。対象となる納税される方が減っているというのもありますし、また、国保ではなく社会保険に行ったら、その分だけ国保の加入者が減ってしまいますから、そういったところもあったり、いろいろな要因がありますけれども、そこはできる限り負担軽減というか、急に保険料が上がるようなことがないような形を町のほうもしっかりと対応していくようなことで考えておりますので、どうかご理解いただきたいなと思います。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 どうぞよろしく前向きにお願いいたします。

次は、答えられる部分だけでいいのですが、経済的な理由で医療費の支払いが困難な方に向けて無料・低額診療があります。医療ソーシャルワーカー等の面談が行われて、一定の要件が満たされると対象期間の医療費が無料、また低額になると伺うところです。道内でも薬代など病院内と病院外で適用になる、適用にならないという部分があるように伺って、自治体によっては4か所ほどかなと思うのですが、無料・低額診療に対して補助を出しているところがあると伺っておるところです。

本町において、無料・低額診療等に取り組んでいる病院とのつながり等があればお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほどの答弁で訂正させていただきたいのですが、北海道の統一保険料、令和12年に向けてということになっています。申し訳ございません。

それと、先ほどの岩井議員からのご質問については、今、町のほうでは把握していない状況であります。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 最後になりますけれども、国民健康保険制度の都道府県化に伴い町は保険者等の独自の施策を尊重することが必要ではないかと考えますけれども、対応等があればお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

現状で独自の施策というのは考えておりませんが、今後のいろいろな状況に応じてやはり負担の軽減というのは必要になってくる場合もあると思いますから、状況に応じてながら対応していくというようなことになろうかなと思います。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 終わります。ありがとうございました。

●中村議長 通告順番 3、8 番坂口尚示議員、ご登壇願います。

8 番坂口議員。

●坂口議員 8 番坂口です。

エゾシカ対策における金網柵の導入についてお伺いいたします。

近年、町が実施している電気柵の助成や超音波機器の導入、猟友会による駆除対策が行われていますが、生息数は一向に減少していないように見受けられます。

それに伴い農地への侵入被害は年々増加傾向にあり、既存の超音波機器では効果が薄く、電牧柵も線を切断されるなど、十分な防除に至っておりません。

さらに、エゾシカだけではなくヒグマによる農作業等への影響も懸念されます。

国の鳥獣害対策に係る補助対象では金網柵も対象となることから、私個人で金網柵を試験設置したところ、非常に高い効果が得られましたが、個人設置の場合は1メートル当たり約1,000円の費用に加え、別途留め金具などの経費も要するため、個人の負担が大きいのが現状です。

つきましては、本対策が町の「鳥獣被害防止計画」に基づく重要な取組であることに鑑み、国の補助金を積極的に活用した整備事業を推進すべきと考えますが、町の見解を伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

有害鳥獣による農作物被害の対策につきましては、猟友会の協力による捕獲のほか、現在、町単独事業としてワイヤーによる電気柵を中心とした事業展開をしてきたところでありまして、過去5年で67件、超音波機器については43件導入に対して補助をしてきたというところでございます。

議員がおっしゃるとおり、ワイヤーによる電気柵については費用が抑えられますが、デメリットとしては、経年劣化による断線や強風による支柱からの脱線、隙間から鹿等の侵入を許すという可能性もありまして、万全とは言えないということも事実なのかと思っております。

さらには、先ほど議員が申しましたとおり全国で熊の出没が相次いでおります。一般住民にも被害が及んでいる状況の中、安全な農作業の観点からも金網による柵につ

いては有効性があると考えられます。

国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業においては、自治体の「鳥獣被害防止計画」に取組内容が位置づけられ、地域において有害鳥獣の捕獲の取組が行われていれば、事業の採択要件を満たすことで実施することが可能であるとなっており、

今後は、町内の農業者に向けて、対象事業、金網の設置という要望がどれくらいあるのかなど調査を行いながら、事業の実施に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

●中村議長 坂口議員。

●坂口議員 事業の採択要件があるとのことですが、その概要をお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 事業の採択要件ですが、侵入防止柵、これは金網柵ですが、新規整備につきましては、原則整備区域内の受益戸数が3戸以上及び事業実施主体による資機材の選定及び入札等による価格の決定など事務手続を経る必要があり、費用対効果が認められる事業に対し、国の予算の範囲内で金網柵の資材費用としてメートル当たり2,790円を定額補助するということになっております。

これまでの対策につきましては、町単独での支援でありましたので、政策的な予算措置により基準を定めて実施してまいりましたが、国の補助事業となれば状況が変わってきますので、いずれにしても事業化には本町の「鳥獣被害防止計画」の改定が必要であり、計画改定に当たっても関係機関と調整するなど、諸手続を踏まえて実施していくことが必要になるかと思っております。

以上です。

●中村議長 坂口議員。

●坂口議員 ただいま述べられましたメートル当たり2,790円の定額補助事業ということですが、金網柵に関して2,790円を補助するという理解でよろしいですか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 私も2,790円の定額というのはどういうことなのだという話で担当課のほうに確認をしていただきましたけれども、定額ですから、それ以上の金額になれば当然自己負担ということになります。それ以内であれば定額なので基本1,500円であれば1,500円までの補助というようなことになろうかなと思っております。

以上です。

●中村議長 坂口議員。

●坂口議員 最後に、鳥獣被害等に関して我々農家が手出ししなくても営農を続けられるように、国に積極的な働きをかけていただきたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 これまでも坂口議員からいろいろな質問を受けた中で、鹿対策という話があったわけでありますが、これは町単独の話ではないのです。鹿というのはうちの町の鹿ではないですから、当然のことながら北海道全域というような形の中で考えると、もっと道がしっかりと責任を持ってやっていただかなければならないというところが考えられます。

そういった中で北海道からも支援をしていただいていますけれども、どうしても国の支援と町の支援も乗せて、また、農協も猟友会に対しては駆除の部分で補助を出したりもやっていますが、鹿駆除に対しては非常に町の持ち出しも多くなっているというのが現状なのかなと思っています。そこに最近は熊の話もあり、そのほかキツネだったりタヌキだったり、最近は外来種のアライグマまで出てきて、本当に農業被害に係る部分というのは非常に大きいのではないかなと思っています。かといって、鹿の頭数がこれだけ猟友会を含めて駆除していただいているにもかかわらず、議員も先ほど言われたとおり、一向に数が減っていないというような状況もありますから、ここはしっかりと皆さんの営農、そして生活を守るという部分でも、経済的にも、北海道、そして国のほうに今までの支援をしっかりと継続してもらおう上で、またプラスアルファというところをきちんと要請、要望していかなければ駄目だと思いますし、それ以上にやはり自衛策として議員がおっしゃる金網ですとか、いろいろな防衛策というのもしっかりと拡充、充実させていただかなければならないという部分もありますから、そういったところも含めてしっかりと国に伝えてまいりますし、その導入に当たって、町のほうも対象となる方への事務支援等も含めてしっかりとやっていかなければならないかなと思っています。どうか理解のほうよろしくお願いいたします。

●中村議長 坂口議員。

●坂口議員 終わります。

●中村議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第2号

●中村議長 日程第6 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●岩井議員 意見書案第2号。

提出者、豊頃町議会議員岩井明。賛成者、豊頃町議会議員藤田博規。同上後藤孝夫。同上小笠原玄記。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、意見書案の朗読については一部を省略し、要望事項のみ読み上げます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を利用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第 3 号

●中村議長 日程第 7 意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

7 番大谷友則議員。

●大谷議員 意見書案第 3 号。

提出者、豊頃町議会議員大谷友則。賛成者、豊頃町議会議員大崎英樹。同上杉野好行。同上後藤孝夫。同上小笠原玄記。

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

なお、意見書案の朗読については一部を省略し、要望事項のみ読み上げます。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体 D X、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、引き続くインフレや円安、原油高による行財政の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないように、これらを支える人材の確保に必要な人件費に重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2、公立病院の 8 割が赤字と言われる中、人口減少が進む本町では町立医院が地域医療の要であることから、処遇改善を含む人材確保に必要な財政支援と、経営の安定化に必要な繰出金等の財源確保を行うこと。

3、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

4、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。さらなる地方の財源確保にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

5、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

6、「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けるこ

と。

7、地域公共サービスを担う人材の確保のため、2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。また、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

8、自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

11、自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助）。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第 4 号

●中村議長 日程第 8 意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

7 番大谷友則議員。

● 7 番大谷議員 意見書案第 4 号。

提出者、豊頃町議会議員大谷友則。賛成者、豊頃町議会議員大崎英樹。同上杉野好行。同上後藤孝夫。同上小笠原玄記。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

なお、意見書案の朗読については一部を省略し、要望事項のみ読み上げます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を 2 分の 1 に復元するよう要請する。

2、給食費（中学校）、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請する。

3、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請する。

4、小中「30 人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定するよう求める。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちをめぐる深刻な課題を解決するため教職員定数改善や加配教員増員をはかるとともに、教頭・養護教諭・事務職員・栄養教諭の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請する。

5、子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容および標準授業時数を見直し、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかるよう要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上。

- 中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

- 中村議長 日程第9 意見書案第5号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

- 3番岩井議員 意見書案第5号。

提出者、豊頃町議会議員岩井明。賛成者、豊頃町議会議員藤田博規。同上後藤孝夫。同上小笠原玄記。

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、意見書案の朗読については一部を省略し、要望事項のみ読み上げます。

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

1、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（いずれも令和7年6月13日閣議決定）で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。

2、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引き上げ審議を行うこと。

3、設定する最低賃金は、2で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。

4、賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣

言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、北海道労働局局长、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

●中村議長 日程第10 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

山崎事務局長。

●山崎議会事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会及び行政視察。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、令和8年7月2日木曜日から同月3日金曜日。

派遣場所、札幌市及び南幌町。

派遣議員、全議員。

2、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。

派遣期日、令和8年8月17日月曜日から同月18日火曜日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、議会広報特別委員会委員４人。

以上です。

●中村議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任
願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読したとおり、議員を
派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申出

●中村議長 日程第１１ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申出の件を議題
とします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、
お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申出があり
ました。

お諮りします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌及び所
管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とする
ことに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●中村議長 日程第１２ 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。
これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●中村議長 これをもって、令和8年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 0時02分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員